

鹿児島県電子入札運用規約改正（平成29年10月1日） 新旧対照表

(新)改正後	(旧)改正前	備考												
<p>(添付書類)</p> <p>第15条 電子入札案件に電子入札の方法で参加する者が、工事費内訳書その他の添付書類を提出するときは、契約担当者が指定する電子データの形式で作成し、電子入札システムにおける添付ファイルとして契約担当者に送信するものとする。 <u>なお、ファイルの圧縮については認めないものとする。</u> <u>提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次表のファイル形式によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="192 440 1003 499"> <thead> <tr> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PDFファイル、XPSファイル</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この規約は、平成19年 8月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年 2月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年11月16日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成29年10月 1日から施行する。</u></p>	ファイル形式	PDFファイル、XPSファイル	<p>(添付書類)</p> <p>第15条 電子入札案件に電子入札の方法で参加する者が、工事費内訳書その他の添付書類を提出するときは、契約担当者が指定する電子データの形式で作成し、電子入札システムにおける添付ファイルとして契約担当者に送信するものとする。 <u>なお、ファイルの圧縮についてはZIP形式のみとし、自己解凍方式等は認めないものとする。</u> <u>提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次表の左欄のいずれかのアプリケーションに対応する右欄のファイル形式によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1084 499 1895 967"> <thead> <tr> <th>使用アプリケーション</th> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語ワードプロセッサ太郎 (株式会社ジャストシステム)</td> <td>一太郎2010形式以下のもの</td> </tr> <tr> <td>Microsoft Word (日本マイクロソフト株式会社)</td> <td>Word2010形式以下のもの</td> </tr> <tr> <td>Microsoft Excel (日本マイクロソフト株式会社)</td> <td>Excel2010形式以下のもの</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>PDFファイル (Adobe Reader 9で読めるもの) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式) その他契約担当者が認めた形式</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この規約は、平成19年 8月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年 2月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年11月16日から施行する。</p>	使用アプリケーション	ファイル形式	日本語ワードプロセッサ太郎 (株式会社ジャストシステム)	一太郎2010形式以下のもの	Microsoft Word (日本マイクロソフト株式会社)	Word2010形式以下のもの	Microsoft Excel (日本マイクロソフト株式会社)	Excel2010形式以下のもの	その他	PDFファイル (Adobe Reader 9で読めるもの) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式) その他契約担当者が認めた形式	<p>自治体情報のセキュリティ対策強化のため、入札参加者が提出する電子データのファイル形式をPDFファイル及びXPSファイルのみに限定し、ファイルの圧縮は認めないように改正。</p> <p>改定による追記</p>
ファイル形式														
PDFファイル、XPSファイル														
使用アプリケーション	ファイル形式													
日本語ワードプロセッサ太郎 (株式会社ジャストシステム)	一太郎2010形式以下のもの													
Microsoft Word (日本マイクロソフト株式会社)	Word2010形式以下のもの													
Microsoft Excel (日本マイクロソフト株式会社)	Excel2010形式以下のもの													
その他	PDFファイル (Adobe Reader 9で読めるもの) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式) その他契約担当者が認めた形式													